連絡票

サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取申請は、以下の書類（正本1部・副本1部 計2部）を県に提出して行ってください。

※「意見聴取申請」書類を県に提出するにあたっては、事前に電話等で県に申請が受付け可能であることを確認してください。（当該市町村から県への「事前相談」終了連絡が届いていない場合は、受付けできないため。）

1. サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取申請書
2. 計画概要
3. 周辺見取図
4. ○○○○
5. ○○○○
6. ○○○○

問い合わせ先

○○市町村○○部○○課

○○グループ　○○

電話( ) - （代表） 内線

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

ﾌｧｸｼﾐﾘ